

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 6 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 及び 2 略 （この条例の失効） 3 この条例は、 <u>平成22年 7 月 8 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 及び 2 略 （この条例の失効） 3 この条例は、 <u>平成28年 3 月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。